

## 建設発生土の搬出先の適正確認が実施されているかのチェックを！

元請業者のみなさまへ

チェック項目	対応時期	チェック
①-1 再生資源利用（促進）計画を作成していますか	搬入・搬出前	
①-2 事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の確認を行い、確認結果票を作成していますか	搬出前	
② 計画の作成後速やかに発注者に計画を提出し、その内容を発注者に説明していますか	搬出前	
③ 計画書を現場の見やすい場所に掲示していますか	搬入・搬出前	
④ 再生資源利用計画に記載した搬入元に受領書を交付していますか	搬入後	
⑤ 土砂運搬者に対して再生資源利用促進計画に記載した内容を通知していますか	搬出前	
⑥ 再生資源利用促進計画に記載した搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認していますか	搬出後	
⑦ 最終搬出先の確認※を行い、書面を作成していますか	搬出後	
⑧ 工事の完成後、再生資源利用（促進）計画・受領書・最終搬出先確認記録を5年間保存していますか	工事完了後	

※令和6年6月1日以降に契約した工事が対象



建設工事の請負契約を締結する際は、建設副産物の運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めてください。【副令 第2条の2】

## 建設発生土の搬出先計画制度やストックヤード運営事業者登録制度の情報について

建設発生土の搬出先計画制度の詳細情報や登録ストックヤードの情報については、国土交通省ホームページをご確認ください。

### 「建設発生土の搬出先計画制度」

- 「確認結果票作成に当たっての解説」にて確認フローによる適正確認の方法を確認、様式のダウンロードができます。  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00041.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)
- 再生資源利用（促進）計画の様式は以下HPからダウンロードできます。  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)



### 「ストックヤード運営事業者登録制度」

- 全国のストックヤード事業者の登録状況は登録簿から確認できます。  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00042.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html)

# 建設発生土の搬出先の適正確認を実施していますか？

不法盛土の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から資源有効利用促進法に基づく建設発生土等の搬出計画制度の強化が行われています



